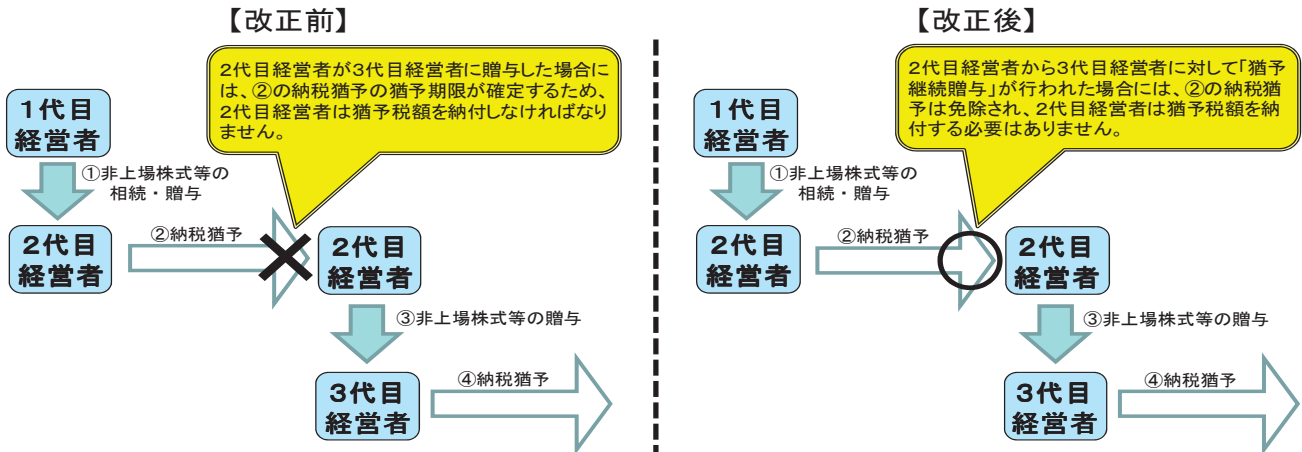


納税猶予税額の免除事由の追加（平成27年度税制改正）

平成27年4月1日以後に、相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている相続人等・受贈者（2代目経営者等）が非上場株式等を後継者（3代目経営者等）に贈与し、その後継者（3代目経営者等）が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合における贈与（以下「猶予継続贈与」といいます。）が行われたときには、納税猶予税額のうち、その「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける非上場株式等に対応する部分が免除されることとされています。



① 非上場株式等についての相続税の納税猶予を受けている場合

○ 経営承継期間内に一定のやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合において、非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間内に特例の適用を受けている相続人等がその有する非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後に、その相続人等が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときは、納税猶予を受けている相続税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- （注）1 従来より、経営承継期間の経過後に非上場株式等について「猶予継続贈与」が行われた場合には、納税猶予を受けている相続税額のうち、その非上場株式等で贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるものに対応する部分については、免除されることとされています。
- 2 「やむを得ない理由」とは、例えば、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたことなどをいいます。
- 3 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けている場合

① 経営承継期間内に一定のやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合において、非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間内に特例の適用を受けている受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後に、その受贈者が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときは、納税猶予を受けている贈与税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- （注）1 「やむを得ない理由」とは、例えば、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたことなどをいいます。
- 2 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

② 経営承継期間の経過後に非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間の経過後に、特例の適用を受けている受贈者が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときには、納税猶予を受けている贈与税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- （注）免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。